

# つまい話にご用心

## 資格商法

4年ほど前、A社から職場に「当社の教材で勉強すれば、簡単に国家資格を取得できます」と教材購入を勧める電話があり、契約を申し込んだ。数日後、業者から40万円のクレジット契約書と教材が届いた。しかし、仕事が忙しく、資格は取らずに途中でやめてしまった。

すでに契約金は支払ったが、最近B社から「A社から業務を引き継ぎました。資格を取得するまで契約は続いているので、新しい教材を購入してください」と電話があった。もう勉強するつもりはないと伝えると、「名簿から名前を削除するのに15万円かかります」と言われたが、支払わなければならないのか。

資格商法は、このような手口で「資格があれば有利」などとしてく電話で勧誘し、講座や教材の購入を契約させます。最近では「継続であれば新たな契約を、解約であれば解約料を」と、どちらにしても高額な料金を要求する『2次被害』のトラブルが増えています。



### ○相手はだましのプロです

話を聞くほど電話が切れなくなり、必要無ければ、契約しない意志をはっきりと伝え、断りましょう。

### ○2次被害に注意

資格を取得しなくても支払いが終われば契約は完了していません。業者が請求や勧誘をしても、応じる必要はありません。

### ○契約の解除

契約してもクーリング・オフ制度により、期間内であれば無条件で契約を解除できます。

また、うその説明を受けたり、解約を妨害された場合などは、法律違反で契約を取り消すことができる可能性があります。

※クーリング・オフとは、電話勧誘販売など特定の取引方法で契約した場合に、契約後に考え直す期間を消費者に与え、期間内は一方的に解約できる制度です。

▼問い合わせ 市民サービスグループ (☎053491)、登別消費者協会 (☎08307)

人が輝き まちがとぎめく

## 仲間たち

Group

### 国際松涛館空手道連盟登別支部

『国際松涛館空手道連盟登別支部』は、昭和53年に設立した(社)日本空手協会登別支部が前身となっています。

現在、会員は園児から大人までの40人。毎週水・日曜日の18時から21時までは登別市青少年会館、火・土曜日の18時30分から20時30分までは総合体育館で、6人の指導者のもと練習を行っています。

「寒い季節もはだしで稽古に励む子どもたちが、厳しい練習とこの季節を乗り越えることで一つずつたくましくなり、そのたくましさや人や動物などに優しくできる心を養ってくれると信じています。空手の形は、一つ一つの動作が組み合わさってできています。動作を仲間同士で確認しますが、自分が理解していないと正しく教えることができません。教え合うこと



### 空手を通して、精神を鍛え、健全な体を養います



がお互いの勉強につながります」と話すのは指導者の尾形優子さん。空手は礼に始まり礼に終わると言われています。この道場に通う子どもたちは取材をしたこの日も大きな声で迎えてくれました。

指導者の前多満さんは「子どもたちが昇級試験に合格して喜ぶ顔を見るとやりがいがあります」とうれしそうに話してくれました。

4年前に入会した中学1年生の内澤さんは「空手を習っていた父親の影響で、兄と一緒に始めました。最初は基本の動作が多く覚えることに大変でしたが、今は小さい子に教えたり、級が上がったりするのがうれいす」と楽しそうに話してくれました。

入会を希望される方は、斉藤忠昭さん(☎067197)までどうぞ。